

契約野菜安定供給事業の概要

○ 出荷団体や生産者が、中間事業者や加工業者等と契約取引を行う場合のセーフティネットを措置。

契約指定野菜安定供給事業・契約特定野菜等安定供給促進事業

数量確保タイプ

生産者が、不作による供給量不足が生じた際に、実需者との契約数量を確保するために不足分を市場等から調達した場合に交付金を交付

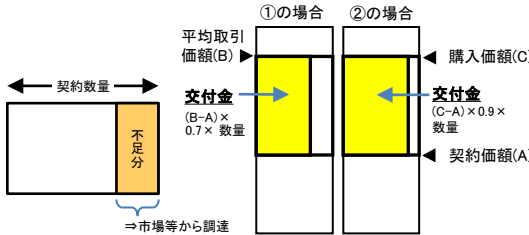
【発動基準】

市場での平均取引価額が平均価格の130%を上回った場合

【交付額】

① 自己の市場出荷予定品を契約取引に回した場合は、平均取引価額と契約価額との差額の70%

② 市場等から購入した場合は、購入価額と契約価額との差額の90%



契約野菜収入確保モデル事業

数量確保タイプ

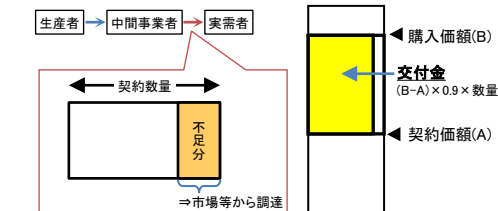
中間事業者が、不作による仕入量不足が生じた際に、実需者との契約数量を確保するために不足分を市場等から調達した場合に交付金を交付

【発動基準】

市場での平均取引価額が平均価格の130%を上回った場合

【交付額】

市場等からの購入価額と契約価額との差額の90%



出荷調整タイプ

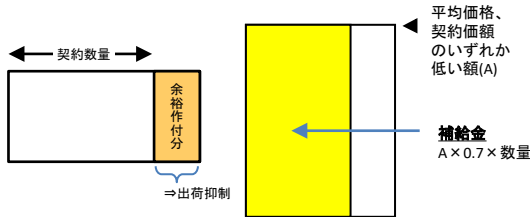
生産者が、不作による供給量不足を避けるために契約数量以上の余裕のある作付けを行い、価格低落時に余裕作付分を出荷調整した場合に補給金を交付

【発動基準】

市場での平均取引価額が平均価格の70%を下回った場合

【交付額】

出荷調整を行った数量について、平均価格又は契約価額のいずれか低い方の70%



出荷調整タイプ

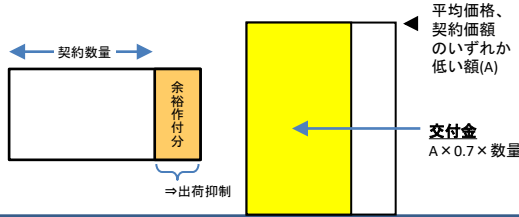
生産者が、不作による供給量不足を避けるために契約数量以上の余裕のある作付けを行い、価格低落時に余裕作付分を出荷調整した場合に交付金を交付

【発動基準】

市場での平均取引価額が平均価格の70%を下回った場合

【交付額】

出荷調整を行った数量について、平均価格又は契約価額のいずれか低い方の70%



価格低落タイプ

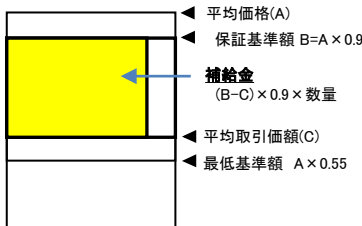
市場価格に連動して取引価格が設定される契約を締結している生産者に対し、著しい価格低落が生じた場合に補給金を交付

【発動基準】

市場での平均取引価額が保証基準額(平均価格の90%)を下回った場合

【交付額】

保証基準額と平均取引価額との差額の90%



● 各事業の対象

	品目	産地要件	拠出割合 国:都道府県:生産者
契約指定野菜安定供給事業	指定野菜(14品目)	指定産地 (登録出荷団体、登録生産者)	2:1:1
契約特定野菜等安定供給促進事業	特定野菜(35品目) 指定野菜(14品目)	対象産地 (登録出荷団体、登録生産者)	1:1:1
契約野菜収入確保モデル事業	指定野菜(14品目)	—	1:0:1